⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　第１四半期分については平成22・23・24年度、第２四半期分以降については平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」のA、B又はCの等級に格付され、四国地域の競争参加資格を有する者であること。
⑷　石油業法に基づく石油製品の販売業の届出をしていることを証明した者であること。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒761―0198 香川県高松市庵治町6034―１
国立療養所大島青松園会計班長　松林　啓一　電話087―871―3131　内線6127
⑵　入札書の受領期限
第１回目：自　官報掲載日
至　平成25年３月28日17時00分
第２回目：自　平成25年５月16日
至　平成25年６月27日17時00分
第３回目：自　平成25年８月15日
至　平成25年９月27日17時00分
第４回目：自　平成25年11月15日
至　平成25年12月26日17時00分
⑶　開札の日時及び場所
第１回目：平成25年３月29日10時00分
第２回目：平成25年６月28日10時00分
第３回目：平成25年９月30日10時00分
第４回目：平成25年12月27日10時00分
園内会議室
4　電子入札システムの利用
本案件は、電子入札システムで行う。なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。
5　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に当該重油に係る石油精製業者（元売業者を含む）の出荷証明書、試験成績分析表及び当該重油を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Ichiro Naitou, Director, Administration Department, National Sanatorium Oshimaseishouen
⑵　Classification of the products to be procured : 2
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased :
FUEL Oil (JIS Class1, No. 2)
1st contract : 100kℓ
2nd contract : 60kℓ
3rd contract : 80kℓ
4th contract : 140kℓ
⑷　Delivery period :
1st contract : From April 1, 2013 to June 30, 2013
2nd contract : From July 1, 2013 to September 30, 2013
3rd contract : From October 1, 2013 to December 31, 2013
4th contract : From January 1, 2014 to March 31, 2014
⑸　Delivery place : National Sanatorium Oshimaseishouen
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ;
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ;
③　have Grade A, B or C in “Sales of products” for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in ShikokuRegion in the fiscal years 2010, 2011 and 2012 (1st contract), in the fiscal years (2nd, 3rd and 4th contract) ;
④　prove to have registered with the relevant authorities, in accordance with the Oil Industly Law, to initiate business of selling petroleum products ;
⑺　Time-limit for tender :
1st contract : From the gazetted date to 5 : 00 P.M. March 28, 2013
2nd contract : From May 16, 2013 to 5 : 00 P.M. June 27, 2013
3rd contract : From August 15, 2013 to 5 : 00 P.M. September 27, 2013
4th contract : From November 15, 2013 to 5 : 00 P.M. December 26, 2013
⑻　Contact point for the notice : Keiichi Matsubayashi, Director, Accounting Division, National Sanatorium Oshimaseishouen, 6034―1, Aji-cho, Takamatsu-Shi, Kagawa-ken 761―0198, Japan. TEL 087―871―3131 ext. 6127

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年２月14日
支出負担行為担当官
国立療養所大島青松園事務長　内藤　一郎
◎調達機関番号　017　◎所在地番号　37
○第26号（No.26）
1　調達内容
⑴　品目分類番号　2
⑵　購入等件名及び数量
免税軽油
第１回目　56,700ℓ、第２回目　50,900ℓ
第３回目　54,100ℓ、第４回目　49,000ℓ
⑶　納入期間
第１回目：自　平成25年４月１日
至　平成25年６月30日
第２回目：自　平成25年７月１日
至　平成25年９月30日
第３回目：自　平成25年10月１日
至　平成25年12月31日
第４回目：自　平成26年１月１日
至　平成26年３月31日
⑷　納入場所　国立療養所大島青松園
⑸　入札方法　入札金額については、１ℓ当たりの単価を記入すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑹　その他　予算決算及び会計令第80条の規定に基づき単価契約とする。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　第１四半期分については平成22・23・24年度、第２四半期分以降については平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」のA、B又はCの等級に格付され、四国地域の競争参加資格を有する者であること。
⑷　石油業法に基づく石油製品の販売業の届出をしていることを証明した者であること。